

労務 ROAD

■育児休業の社会保険料免除の改正について

現在のしくみ

育児休業を開始した日の属する月から、その育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの月の保険料徴収が免除される。

(月末時点に育児休業を1日でも取得していれば、その月の社会保険料が免除)

令和4年10月1日の施行日以降

1. 現在の仕組みに加え、育児休業を開始した日の属する月とその育児休業が終了する日の翌日が属する月とが同一であり、かつ、その月における育児休業の日数が14日以上である場合も、その月の社会保険料が免除される。

(月内に2週間以上の育児休業を取得した場合には当該月の保険料を免除)

2. 賞与における社会保険料免除は、育児休業期間が1か月を超える場合、に変更**(賞与に係る保険料については1か月を超える育児休業を取得している場合に限り、免除対象)**

が免除対象月

(1) 育児休業等を開始した日の属する月と終了する日の翌日が属する月とが異なる場合
⇒開始日の属する月から終了日の翌日が属する月の前月までの月の保険料を免除。

【例①】 3月 4月 5月
育児休業等の期間:3月15日～5月31日(1か月超)

【例②】 3月 4月 5月
育児休業等の期間:3月10日～4月13日(1か月超)

【例③】 3月 4月 5月
育児休業等の期間:4月28日～5月6日(1か月以下)

(2) 育児休業等を開始した日の属する月と終了する日の翌日が属する月とが同一であり、かつ、当該月における育児休業等の日数として厚生労働省令で定めるところにより計算した日数が14日以上である場合
⇒当該月の保険料を免除。

【例④】 4月 5月 6月
育児休業等の期間:4月7日～4月26日(20日間=1か月以下)

【例⑤】 4月 5月 6月
育児休業等の期間:5月22日～5月24日(3日間=1か月以下)

※上記の例のうち、免除対象月に賞与が支給された場合にその保険料が免除されることとなるのは、例①と例②である。

◆事務所移転のお知らせ◆

令和4年3月7日より下記新住所に事務所が移転いたします。

【新住所】

〒541-0054

大阪市中央区南本町 2-6-12 サンマリオンタワー16階

TEL:06-6224-0264 FAX:06-6224-0265

移転に伴い、電話とFAX番号が変更となります。



VOL.788
(2202-3)



〒541-0056
大阪市中央区久太郎町
1-9-26 LUCID SUQUARE
SEMBA 5F
TEL:06-6264-6264
FAX:06-6264-6265
HP: <https://k-s-j.net/>
編集: 木下・姚・茅原・田村

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6264-6543 まで!

皆様は、普通預金の金利を気にされたことはございますか？

私は前職が金融機関ということもあり、資産運用が大好きです。最近、普通預金金利を比較して、金利が0.2%のネット銀行へ預金を移しました。大手銀行の0.001%と比べると、200倍です！100万円を1年預けるだけで2千円もらえる…少しだけワクワクしませんか？笑
“塵も積もれば山となる”です！（徳光）

2月 労務スケジュール

・サイバーセキュリティ
月間 (2/1~3/18)